| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱いについて  平成21年１月29日　09－制度－00002  沿革　　　　平成21年３月４日　一部改正  　海外事業資金貸付のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係るものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。  記  保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する貸付金債権等の取得又は別紙に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険の申込みの際に、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第３条第１号に該当する事由の場合の保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすることを希望するときは、別紙に掲げるものに該当する貸付金債権等又は別紙に掲げるものに係る保証債務であることを証する書類を添付して申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。  １．海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」  ２．海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第３条第１号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。　　　　　　　　　　　　」  附　則  この規程は、平成２１年１月３０日から実施する。  附　則  この改正は、平成２１年３月６日から実施する。  別紙  地球環境保険特約の対象となる海外事業資金貸付  １．省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外事業資金貸付  高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコジェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備  ２．新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコジェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外事業資金貸付  ３．原子力発電事業に係る海外事業資金貸付  ４．ウラン開発事業に係る海外事業資金貸付  ５．植林事業に係る海外事業資金貸付  ６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業及びＪＩ（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）に係る海外事業資金貸付  ７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外事業資金貸付 | 温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱いについて  平成21年１月29日　09－制度－00002  　海外事業資金貸付のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係るものに対する海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。  記  保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する貸付金債権等の取得又は別紙に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険の申込みの際に、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第３条第１号に該当する事由の場合の保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすることを希望するときは、別紙に掲げるものに該当する貸付金債権等又は別紙に掲げるものに係る保証債務であることを証する書類を添付して申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。  １．海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」  ２．海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第３条第１号に該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。　　　　　　　　　　　　」  附　則  この規程は、平成２１年１月３０日から実施する。  別紙  地球環境保険特約の対象となる海外事業資金貸付  １．省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外事業資金貸付  高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコジェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備  ２．新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコジェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外事業資金貸付  ３．原子力発電事業に係る海外事業資金貸付  ４．ウラン開発事業に係る海外事業資金貸付  ５．植林事業に係る海外事業資金貸付  ６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業に係る海外事業資金貸付  ７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外事業資金貸付 |  |